

平成 23 年 3 月 23 日

各市町村等介護保険担当課 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課

【東北地方太平洋沖地震関係】

避難所等における要援護高齢者等への対応について

被災した要介護高齢者等への対応については、平成 23 年 3 月 12 日付け保福第 675 号等によりご対応いただいているところですが、避難所等における要援護高齢者等への対応について、下記のとおり取りまとめましたので、ご留意のうえ、実情に応じて適切に対応願います。

なお、下記については、必ずしも番号順に対応しなければならないものではなく、同時並行的に対応を進めて差し支えないものであることを、念のため申し添えます。

記

- 1 市町村は、避難所等における要援護高齢者を把握する。
- 2 市町村は、介護サービスの提供が必要な高齢者に対しても、介護サービス事業所と連携・調整のうえ、サービスが提供されるように努める。
- 3 避難所等において介護サービスの提供が十分できない場合には、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携のうえ、避難所等での見守りや生活支援を実施するためのボランティアを市町村内で募集し、ボランティアの受入れ体制を確立のうえ、各避難所にボランティアを派遣する。
- 4 市町村内のボランティアでは十分な対応が困難な場合には、岩手県社会福祉協議会の災害ボランティアセンターと連携し、県内外にボランティアを募集する。
- 5 避難所等での対応が困難な要援護高齢者がいる場合には、市町村は、特別養護老人ホーム等への短期入所等の利用や災害救助法に基づく福祉避難所等を設置し受入れを行う。
- 6 特別養護老人ホーム等において、介護職員等に不足が生じる場合には、県が関係団体等（岩手県社会福祉協議会等）と連携し、介護職員等の派遣を調整する。